

定 款

住友ゴム工業株式会社

住友ゴム工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は住友ゴム工業株式会社と称し、英文では Sumitomo Rubber Industries, Ltd. とする。

(所在地)

第2条 当会社は本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種タイヤ・チューブの製造および販売
2. 自動車の部品その他関連用品の製造および販売
3. 各種スポーツ用品・スポーツ機器の製造および販売
4. スポーツの施設および教室の経営ならびに興行
5. 工業用・家庭用・医療用・介護用その他各種ゴム製品の製造および販売
6. 建築・土木・舗装・塗装・造園・防水その他各種工事の設計、施工、監理および請負ならびに関連機器、資材の製造および販売
7. 港湾施設、海洋施設の建設ならびに同施設建設用の機器、資材の製造および販売
8. 住宅用の機器、資材その他関連用品の製造および販売
9. 医療機器、福祉用具の製造および販売
10. 合成樹脂製品その他化学製品の製造および販売
11. 電子・電気機器の部品の製造および販売
12. 工業用の機械、器具、装置、材料および薬品(毒物、劇物を含む。)の製造および販売
13. コンピューター応用装置およびソフトウェアの製作および販売ならびに情報処理
14. 各種精密金型および鋳鍛造品の設計、製造、加工および販売
15. ベッド、寝具およびその他付属品の製造および販売
16. 衣料品、服飾雑貨、アクセサリーおよび日用品雑貨の製造および販売
17. 前各号に関する製造技術情報等の売買および技術指導
18. 商標権その他の無体財産権の取得、利用、管理、賃貸借、販売およびそれらの受託
19. 倉庫業および貨物運送取扱業
20. 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理
21. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
22. 産業廃棄物処理に関する事業
23. 古物売買業

24. 鍼、灸、マッサージ、指圧、柔道整復の施術所の経営
25. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、および介護保険法に基づく第1号事業
26. 老人福祉法に基づく老人デイサービス事業
27. 前各号に付帯する事業ならびにこれに関連する一切の事業

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主権の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。
② 当会社は、兵庫県または大阪府において株主総会を開催する。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(議長)

第14条 取締役会長は株主総会の議長となる。
② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会資料の電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

- 第18条 当会社の取締役は15名以内とする。
- ② 取締役は株主総会において選任する。
 - ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を2名以上選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

- 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

- ② 監査役は株主総会において選任する。
- ③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受取られないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上

昭和 38 年 10 月 1 日	改 正
昭和 40 年 2 月 25 日	"
昭和 41 年 2 月 24 日	"
昭和 42 年 2 月 24 日	"
昭和 44 年 2 月 28 日	"
昭和 47 年 8 月 31 日	"
昭和 49 年 4 月 23 日	"
昭和 49 年 8 月 30 日	"
昭和 49 年 10 月 31 日	"
昭和 50 年 2 月 28 日	"
昭和 57 年 3 月 31 日	"
昭和 59 年 3 月 30 日	"
昭和 62 年 3 月 30 日	"
平成 3 年 3 月 28 日	"
平成 5 年 3 月 30 日	"
平成 6 年 3 月 30 日	"
平成 8 年 3 月 28 日	"
平成 11 年 3 月 30 日	"
平成 14 年 3 月 28 日	"
平成 15 年 3 月 28 日	"
平成 16 年 3 月 30 日	"
平成 17 年 3 月 30 日	"
平成 17 年 12 月 27 日	"
平成 18 年 3 月 30 日	"
平成 19 年 3 月 29 日	"
平成 21 年 3 月 27 日	"
平成 22 年 1 月 6 日	"
平成 26 年 3 月 28 日	"
平成 29 年 3 月 29 日	"
平成 30 年 3 月 29 日	"
令和 4 年 3 月 24 日	"
令和 5 年 3 月 2 日	"